

## (4面から続く)

のうち、日本が批准しているのは四十八条約で、わずか四分の一にすぎない。とりわけ、一号条約(八時間労働制)をはじめとする十八本の労働時間・休暇関係の条約を一本も批准していない。そうした国は、主要な資本主義国のなかでは、米国と日本だけである。百十一号(雇用における差別禁止条約)、百五十八号(解雇規制条約)、百七十五号(パートタイム条約)など一連の条約も未批准である。こうした政治の姿勢から、他の国には見られない「過労死」や「派遣村」という現状が日本だけに生まれている。

一方、欧州では、残業と変形労働時間を含めて週四十八時間を越えた労働の禁止、パートタイム労働者や派遣労働者の均等待遇、雇用契約期間の定めがある労働は合理的理由がある場合に限定、などが欧州連合(EU)の共通のルールとしてつくられている。また、欧州規模の労働組合、経営者団体、公共企業体連合の協議が行われ、団体協約が結ばれるという、ルールづくりをすすめる制度的枠組みもつくられている。欧州でも、世界経済危機の被害を受けて失業者が出ている。しかし、職を失うとともに住居も奪われ、ホームレスとなる事態は、欧州では生まれていない。失業給付が三年程度保障され、生活扶助も手厚く、住まいに関する権利が国民に広く保障されているからである。

この欧州の現状は、長時間過密労働、違法行為のサービス残業、「使い捨て」労働の広がり、貧困と格差の拡大など、日本の経済と社会が直面している問題の解決のために、「社会的ルール」が必要であることを示している。家計・内需主導で安定的に成長するうえでも合理的な方策であり、中長期的な視野で見れば、大企業の健全な発展にもつながる。国際条約の到達点にたらずとも、欧州の主要国の到達点にたらずとも日本の異常な立ち遅れは深刻である。国際条約の水準を日本の常識にし、「社会的ルール」をつくるため、政治の姿勢として国際条約を批准することが求められる。

よって本市議会は、政府に対し、国際労働者機関が採択した条約を批准するよう強く求めるものである。

## 認可保育所を増設できるように保育予算の大幅増額を求める意見書

全国で二万五千人を超える待機児の解消は国においても地方自治体においても喫緊の課題である。昨今の不況がその

増加の一因であることは間違いないが、これまで認可保育所の増設を怠ってきた国の責任は重い。いま保育現場では、基準の弾力化により定員を超えた入所が認められたこともあり子どもを詰め込む施設も増加している。

保育所に入れないで苦勞している保護者の問題は確かに深刻であるが、待機児童の増大に対応し、詰め込み保育を余儀なくされている保育現場も環境の劣化で保育の質が維持できない問題をかかえている。詰め込み保育が広がっているとはいえ児童福祉施設最低基準は確保されている。認可保育園はこの基準を満たすことが義務付けられているからである。

ところが政府は、地方分権改革推進委員会の第三次答申を受け、全国一律の保育所の最低基準のなかの面積基準を、東京など待機児が多い自治体に限り、条例によって定められるように緩和すると表明した。問題はそれだけではなく、厚生労働省は、前政権の時代に社会保障審議会少子化対策特別部会を設置し、保育制度「改革」について二〇〇九年二月に「保育の仕組み」を公表した。利用者や保育者が直接契約を交わす「直接契約」、施設ではなく利用者に補助する「直接補助」、時間やサービスに応じた利用料を払う「応益負担」などがその柱で、責任を保護者と保育所に押し付けるものである。

もし、面積基準の自治体条例化や制度「改革」がおこなわれることになれば、地域間格差が広がり保護者の貧富の差がそのまま子どもの保育時間やサービス内容に直結し、ここでも格差が広がることになる。今必要なことは子どもに負担を押し付けることではない。子どもは未来の希望であり保育の質の確保に努めるのが国の責任です。

よって本市議会は、市区町村が認可保育所を増設できるように保育予算を大幅に増額するよう国に求めるものである。

## 米軍普天間飛行場の県外・国外への移設を求める意見書

米軍普天間飛行場については、一九九六年のSACO最終報告で日米両政府により全面返還が合意されたが、未だに実現を見ることはなく、二〇〇四年八月には同飛行場所属の大規模輸送ヘリコプターが隣接する沖縄国際大学構内に墜落炎上し、同飛行場の危険性を改めて証明した。

このような状況の中、本年九月に発足した鳩山新政権は「米軍普天間飛行場の県外・国外移設」を明確に謳っており、そ

の実現が大いに期待されることである。

この間、普天間飛行場から派生する問題については、抜本的な解決が図られるどころか、年々悪化の一途をたどっており、この状況は到底容認できない。

よって本市議会は、普天間飛行場の県外・国外への移設を一日も早く実現するよう強く求める。

## 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書

これまでに断行された患者窓口負担増、さらには昨今の不況下で、虫歯や歯周病などを治療したくても受診を控えたり、入れ歯が合わなくなって新しく入れ歯を作ることをあきらめたりする患者や国民がふえている。

一方、この間の度重なる歯科診療報酬マイナス改定等による医療費抑制政策に端を発した歯科医院の経営危機が進行している。このように患者側・歯科医師側の双方が窮地に立たされておられ、まさに歯科医療は崩壊寸前の様相を呈している。多くの患者や国民は歯科医療の窓口負担軽減を切望している。また、歯や口腔機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働研究等で実証されている。その結果として歯科医療費を抑制する効果のあることが兵庫県歯科医師会等の「八〇二〇運動の実績」で実証されてきている。

今こそ、医療費抑制政策を抜本的に転換すべき時期に来ていると言っても過言ではない。医療費の総枠を拡大し、かつ患者や国民に負担をかけることなく、保険でよりよい歯科医療を確保するため、次の項目について強く求める。

- 一 患者さんが安心して歯科保険診療を受けられるよう、患者窓口負担を軽減すること。
- 二 「歯科医療崩壊」を食いとめるために、国の負担をふやし、歯科医療費総枠を拡大(歯科診療報酬のプラス改定及び歯科保険給付範囲の拡大)すること。

## 改正貸金業法の早期完全施行等についての意見書

我が国の消費者金融利用者は千万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ三億枚、消費者信用残高は七十兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は四分の一にのぼっている中、多重債務問題が深刻化している。消費

者金融三社以上からの借り入れがある利用者は三百万人、二百万人以上が三カ月以上にわたって返済が滞り、個人の自己破産申し立て件数は、二〇〇三年のピーク時には約二十四万件、最近でも十四万件であり、多重債務を苦にした夜逃げ、自殺が後を絶たず多重債務問題は命の問題ともなっている。

二〇〇六年十二月に改正貸金業法が成立したが、同法が完全施行される時期は二〇〇九年十二月から二〇一〇年六月までとされており、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されている。政府も多重債務対策本部を設置し、多くの自治体も多重債務問題に取り組んだ結果、多重債務対策は確実に成果をあげつつある。そして、改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、さらに改善されることになる。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業の倒産が増加していることなどから、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があるが、改正貸金業法完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

- よって国においては、地方消費者行政の充実及び多重債務問題の早期解決のため、次の事項を実現するよう強く求めるものである。
- 一 改正貸金業法を早期(遅くとも本年度内)に完全施行すること。
- 二 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 三 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸し付けをさらに充実させること。
- 四 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

